

奨励賞規程

- 第1条 本会に奨励賞（以下本賞という）を設け、本会の正会員にして受賞選考の時期までになされた分析化学に関する研究が独創的であり、将来を期待せる研究者で、大学及び公的研究機関に所属する者については受賞の年の4月1日現在で満38歳以下の者に、女性もしくは企業に所属する者については受賞の年の4月1日現在で満45歳以下の者に贈呈する。
- ② 研究業績は、本会論文誌又はその他の論文誌、及び特許等の知的財産を対象とし、いずれも公表されたものでなければならぬ。
- ③ 受賞の基礎となる研究業績が共同研究の場合は、主たる研究者について適用する。
- 第2条 本賞は、毎年5件以内とする。但し、大学及び公的研究機関に所属する者については4件以内とする。1件以上は企業に所属する者に授与することが望ましい。
- 第3条 本賞は、賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、年会において奨励賞受賞講演を行うほか、本会論文誌「分析化学」に受賞研究に関する論文を投稿しなければならない。
- 第5条 会長は、各支部長に推薦を依頼するほか、毎年会誌「ぶんせき」7号に本賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第6条 支部長は、支部ごとに学会賞・学会功労賞・技術功績賞・奨励賞候補者推薦委員会（以下支部推薦委員会という）を設ける。
- 第7条 会員は、その所属する支部推薦委員会に10月末日までに候補者を推薦することができる。
- 第8条 候補者の推薦に当たっては、所属支部の範囲に拘泥せず、全国的視野において行う。
- 第9条 支部長は、支部推薦委員会の議に基づき、3件（学）5件（専）以内を順位を付けず、1月末日までに会長に推薦する。この推薦に際しては、次の書類を提出する。
- 推薦書〔所定の用紙：性別、年齢を明記〕
 - 推薦理由書〔A4判用紙を縦（1行45字×40行）に使用し、本文は4頁以内（図表を含んでもよい）、文献（主要論文並びに特許資料）一覧は5頁以内で作成すること〕
 - 説明資料〔特に重要な論文、特許資料の別刷又はコピーその他審査の参考となる資料〕
- 第10条 本賞候補者の選考は、学会賞等審査委員会（以下審査委員会という）において行う。
- 第11条 審査委員会は、各支部長より推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの5件以内を無記名投票によって選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を5月末日までに会長に報告する。
- 第12条 会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。
- 第13条 本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の議決による。
- 1990年9月21日、1991年6月21日、1998年6月19日、1999年6月18日、1999年12月17日、
2005年4月15日、2011年9月29日、2016年10月25日、2018年6月14日、2020年8月20日、2021年8月10日
一部改正